

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年2月24日付け文情第128号、文情第129号及び文情第130号で行った公文書部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成25年12月25日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、
- ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時の時点で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近での職務を命じた書類及びその復命書類等全て
  - イ 上記地点における平成24年1月1日から平成25年12月24日までの、
    - (ア) 規制時間帯に取り締まった違反の日時と内容が特定できるもの
    - (イ) 規制時間帯におきた交通事故の日時と内容が特定できるもの
    - (ウ) (ア) 以外の時間帯に取り締まった違反の日時と内容が特定できるもの
    - (エ) (イ) 以外の時間帯の交通事故の日時と内容が特定できるもの
    - (オ) 取締りの実施計画及び報告に関するもの
  - ウ 平成24年1月1日から平成25年12月24日までの〇〇〇警察署管内の各スクールゾーンにおける、前述のイ(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)
  - エ 交通反則告知書（〇〇〇〇〇〇〇〇）に関する以下のもの
    - (ア) 平成24年12月6日、(イ) 7日、(ウ) 10日に作成した書類
    - (エ) 平成24年12月20日に対応した時の記録
    - (オ) 平成24年1月7日に〇〇〇が提出した質問書

- (カ) 質問書の回答のための起案決裁文書・その下書きや準備メモ・その他
- (キ) 現場検証の呼出状及びその発出手続に関する起案決裁文書
- (ク) 現場検証の記録
- (ケ) 違反事実を示す証拠
- (コ) 違反に伴う加点の手續等全て

オ ○○警官（上記事件の関係者）に関わる以下のもの

- (ア) 平成24年1月1日から平成25年12月24日までの、出勤簿等
- (イ) 12月10日に言った「違反者を逮捕した」ことを示す証拠書類
- (ウ) 12月10日の調書作成に用いた関係のメモ

の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求のイ及びウに対して、平成26年1月8日付けで条例第15条第3項に規定する公文書開示決定等期間特例延長を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求のウの（イ）に係る公文書のうち、以下の公文書を特定した。

ア 物件交通事故事件受理簿（平成25年○○○警察署受理番号第10833号）  
また、本件開示請求のウの（エ）に係る公文書のうち、以下の公文書を特定した。

- イ 物件交通事故事件受理簿（平成24年○○○警察署受理番号第10117号）
- ウ 物件交通事故事件受理簿（平成24年○○○警察署受理番号第10812号）
- エ 物件交通事故事件受理簿（平成24年○○○警察署受理番号第10993号）
- オ 物件交通事故事件受理簿（平成24年○○○警察署受理番号第11385号）
- カ 物件交通事故事件受理簿（平成24年○○○警察署受理番号第10630号）
- キ 物件交通事故事件受理簿（平成24年○○○警察署受理番号第12109号）
- ク 物件交通事故事件受理簿（平成24年○○○警察署受理番号第12506号）
- ケ 物件交通事故事件受理簿（平成24年○○○警察署受理番号第12735号）
- コ 物件交通事故事件受理簿（平成25年○○○警察署受理番号第10052号）

サ 物件交通事故事件受理簿（平成25年〇〇〇警察署受理番号第10321号）  
シ 物件交通事故事件受理簿（平成25年〇〇〇警察署受理番号第11443号）  
ス 物件交通事故事件受理簿（平成25年〇〇〇警察署受理番号第11467号）  
セ 物件交通事故事件受理簿（平成25年〇〇〇警察署受理番号第11656号）  
ソ 物件交通事故事件受理簿（平成25年〇〇〇警察署受理番号第12181号）  
（ア～ソについて、以下「本件対象文書1」という。）。

タ 交通事故証明書事項の是正について（依頼）（〇〇〇警察署平成25年2月25日付け交第258号）（以下「本件対象文書2」という。）。

- (4) 実施機関は、平成26年2月24日付け文情第128号及び文情第129号で、本件対象文書1中の「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「事故当事者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号等特定の個人を識別しうる情報」を条例第10条第1号に該当するとして、「事故の概要等交通事故捜査に支障を及ぼす情報」を条例第10条第3号及び第5号に該当するとして、また、平成26年2月24日付け文情第130号で、本件対象文書2中の「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「事故当事者の氏名、生年月日、年齢及び車両番号」を条例第10条第1号に該当するとして、不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (5) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年4月24日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (6) 諮問庁は、平成26年4月30日付けで、本件審査請求について補正を求めた。
- (7) 審査請求人は、平成26年5月11日付けで、本件審査請求の補正をした。
- (8) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年6月25日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。

- (9) 当審査会は、平成26年7月24日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (10) 当審査会は、平成26年9月16日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

#### (2) 審査請求の理由

「警部補以下の職員の氏名」に関して、公務執行の責任の所在を明示しないことは疑念・疑惑を抱かせ、信頼を失うことになる。これまでの警察内部での慣行が不適切であったことに起因すると考える。警察内部の階級の差が保護の仕方に差が出るのであれば、不当な差別だとも言われかねない。もし、悪しき慣例があるならば直ちに改善してもらいたい。

「事故の概要等交通事故捜査に支障を及ぼす情報」に関して、交通事故等の事実の公表が適切に真実を伝えているならば、何ら支障はないはずである。ずさんな捜査でないことの証にもなり、善良なる市民の安寧につながることはあっても支障を来すことは考えられない。

以上より、今後の公務執行に支障を及ぼすとは考えにくく、一部不開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考ええる。

なお、審査請求人は、事故当事者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号等特定の個人を識別しうる情報については審査請求をしていない。

### 4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 本件対象文書について

本件開示請求ウの(イ)及び(エ)のうち、対象とされている物件交通事故の日

時及び内容が特定できる文書として、本件対象文書1及び2を特定したものである。

本件対象文書1は、事故当事者等から届出を受けた警察官が事故当事者から聴取した事故当事者の住所、氏名、生年月日等の事項、また、発生日時、発生場所、事故当事者等の供述等に基づいて認定した事故の概要、現場の状況等を記録した文書である。

本件対象文書2は、本件対象文書1のうち、物件交通事故事件受理簿（平成25年〇〇〇警察署受理番号第10321号）の記載事項について是正するために作成された文書である。

(2) 開示しない情報及び開示しない理由

ア 警部補以下の職員の氏名及び印影

慣行として公にされていない職員の氏名及び印影は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第10条第1号及び第3号に該当するため。

イ 事故当事者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号及び車両番号

個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、又他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであり、条例第10条第1号に該当するため。

ウ 処理区分、身柄措置、事故類型の一部、事故概要、事故発生状況略図及び当事者欄の項目名

処理区分及び身柄措置については、他の情報と共に分析することにより事件の進捗状況や処理方針が典型的に明らかとなるため、これらを開示すると犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものであり、また、交通事故捜査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第3号及び第5号に該当する。

また、事故類型の一部、事故概要、事故発生状況略図及び当事者欄の項目名については、事故当事者等の供述、現場の状況から認められた事実等に基づいて警察官が把握・判断した内容であり、これらを開示すると捜査の着眼点や処理方針が類型的に明らかとなったり、当事者が供述を躊躇しありのまま述べることに消極的になるなどして当事者から真の供述を得られにくくなることから、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものであり、また、交通事故捜査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第3号及び第5号に該当する。

- (3) 実施機関は前記に記載した判断を経て本件処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求について

実施機関は、本件対象文書1において、警部補以下の職員の氏名及び印影については条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、事故当事者の氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号等特定の個人を識別しうる情報については条例第10条第1号に該当するとして、事故の概要等交通事故捜査に支障を及ぼす情報については条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示とした。

また、本件対象文書2において、警部補以下の職員の氏名及び印影については条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、事故当事者の氏名、生年月日、年齢及び車両番号については条例第10条第1号に該当するとして不開示とした。

これに対し審査請求人は、上記不開示部分のうち警部補以下の職員の氏名及び印影と事故の概要等交通事故捜査に支障を及ぼす情報について、一部不開示とする理由はなく実施機関は条例の適用を誤っているとして審査請求を行ったものである。

そこで、当審査会は、警部補以下の職員の氏名及び印影と、事故の概要等交通事故捜査に支障を及ぼす情報の不開示情報該当性について検討を行う。

なお、審査請求人は、本件対象文書1の事故当事者の氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号等特定個人を識別しうる情報及び本件対象文書2の事故当事者の氏名、生年月日、年齢及び車両番号の不開示について審査請求をしていないことから、これについて当審査会は判断しない。

(2) 警部補以下の職員の氏名及び印影

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。しかし、同号は、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合には、不開示情報から除くとしている。

このうちただし書ハでは、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示するとしている。なお、職務遂行に係る情報に公務員の氏名が含まれる場合には、ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。

埼玉県警察における警部補以下の職員の氏名は、従来、埼玉県職員録においても新聞の人事異動情報においても公表されていないことから慣行として公にされている情報とはいえず、公にすることが予定されている情報ともいえない。

これに対し、審査請求人は、警察内部の階級の差によって保護の仕方に差が出るのであれば、不当な差別だと言われかねず、悪しき慣例であると主張している。

しかし、警部補以下の職員は捜査、取締り等の職務を直接現場で担っていることから、氏名を公にすることによって当該職員が攻撃や懐柔等の対象とされるおそれがあることは否定できない。よって、警部補以下の氏名について、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報においても公表されていないことについては、

妥当性があるといえる。

以上のことから、警部補以下の氏名及び印影についてはただし書イに該当しないことが認められ、また、本件の場合、ただし書ロに該当する事情も認められず、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

なお、条例第10条第1号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第3号の該当性については判断するまでもない。

(3) 事故の概要等交通事故捜査に支障を及ぼす情報

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

本号の趣旨は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共の安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の開示による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止することにある。

本件対象文書1には、処理区分、身柄措置、事故の概要、事故発生状況略図等の交通事故捜査に支障を及ぼす情報が記載されている。

当審査会において本件対象文書1を見分したところ、処理区分欄には現場における警察官の行った処理や方針等が記載されており、身柄措置欄には事故当事者の身柄を拘束したか否かが記載されていることが認められた。

また、事故の概要等の情報については、事故当事者等の供述、現場の状況から認められた事実等に基づいて警察官が把握・判断した内容が記載されていることが認められた。

これらの情報が公になると、交通事故捜査の処理方針や着眼点等が明らかとなる。そして、これらの情報を入手した者が交通事故を起こした場合、自己に不利益な供述を躊躇し、真の供述を得られなくなるおそれがあると認められる。

よって、事故の概要等交通事故捜査に支障を及ぼす情報は、公にすることにより

公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当する。

なお、条例第10条第3号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第5号の該当性については判断するまでもない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

#### 審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年 6月25日	諮問を受ける（諮問第256号）
平成26年 6月25日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年 7月24日	諮問庁から意見聴取及び審議（第一部会第95回審査会）
平成26年 9月16日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議（第一部会第96回審査会）
平成26年11月13日	審議（第一部会第97回審査会）
平成26年12月11日	審議（第一部会第98回審査会）
平成27年 1月29日	答申